

〈案〉

令和2年12月15日

三浦市議会議長 草間道治様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長

審査結果報告書

令和元年12月12日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 石渡道臣議員
2. 付託事案 全員協議会及び選挙管理委員会の事務等に関する調査特別委員会における石渡道臣議員の発言について
3. 審査結果 結論を得るに至らなかった。
4. 審査の経過 審査会開催日
令和元年12月12日、
令和2年1月31日、2月18日、12月15日
審査の概要は別紙のとおり

【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和元年12月12日

1 審査会の設置、正副委員長の選出

三浦市議会議員政治倫理条例第8条第1項により、議長において必要があるものと認め、委員8人をもって設置された。

互選により正副委員長を選出した。

委員長 出口眞琴

副委員長 藤田 昇

委員 蓮本一朗、寺田一樹、溝川幸二、長島満理子、出口正雄、小林直樹

2 審査事案の付託

草間道治議長から、「全員協議会及び選挙管理委員会の事務等に関する調査特別委員会における石渡道臣議員の発言について」を審査事案として付託された。

第2回審査会 令和2年1月31日

1 政治倫理基準に違反する行為について

全員協議会（令和元年6月21日、6月25日、9月24日）、選挙管理委員会の事務等に関する調査特別委員会（令和元年12月11日）における石渡道臣議員の発言内容に関し、政治倫理基準の違反が認められる箇所の有無について各委員から意見を述べた。

各委員からの意見は、大要次のとおり。

◆発言内容に関し、違反が認められるという意見

- ・議員の品位を損ねたと自ら認めている。
- ・虚偽の発言をしている。
- ・選挙公報等への記載内容について、選挙管理委員会に問合せをしてお墨つきをもらっているのだから問題ないと述べているのは、市民を欺こうとしている行

為だと思う。

- ・選挙期間中に警察に行って相談したが、刑事事件になっていないから問題はないと言っているかのように受け取れる。市民を欺こうという行為ではないか。
- ・司法の手に委ねたと言って責任逃れをしている。
- ・発言で示した時期について、実際は選挙期間中ではない。
- ・いきさつについての説明が二転三転している。自分自身の発言に責任を持つのが議員としての品位を保つ最低条件ではないか。
- ・政治倫理条例第2条第2項「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならない」と定められているにもかかわらず、議員になってから公になった疑惑について説明責任の必要がないと発言をしている。
- ・後援会なりに相談してきますと言うが、その後の答えがない。

◆違反は認められないという意見

- ・文脈を捉えて、筋立てて回答したものではない。突っ走ってしまった部分があると思う。悪気があったわけではない。

◆その他の意見

- ・自身のことで会議が開かれているのに、その場しのぎで済ませている。
- ・無責任な発言が目立つ、不誠実な態度である。
- ・自分が行った間違いに対し、謝罪もきちんとした反省もない。
- ・「品位」や「悪意」とは何かをはっきりさせながら、本人の意図を確認したい。

令和2年6月23日

会派構成の変更に伴い、蓮本一朗議員が委員を辞任した。

第3回審査会

令和2年2月18日

当該議員の意見の開陳、当該議員への聴取を予定していたが、石渡道臣議員が病気療養により出席できないため、この旨を委員長から報告し、審査を終了した。

第4回審査会 令和2年12月15日

1 審査会の審査終了について

当該議員が令和2年10月31日をもって議員辞職したため、審査を終了することを決定した。

2 審査結果の報告について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。